

令和6年第1回敦賀市議会定例会議案目録

議 案 番 号	事 案 名	備 考
B 議案第 2 号	敦賀市議会委員会条例の一部改正の件	

B 議案第 2 号

敦賀市議会委員会条例の一部改正の件

敦賀市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 9 日 提出

議会運営委員長 浅 野 好 一

敦賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

敦賀市議会委員会条例（昭和 4 2 年敦賀市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 産経建設常任委員会 7 人 産業経済部、<u>まちづくり観光部</u>、建設部及び水道部の所管に属する事項 (3)・(4) （略） 2 （略） （委員長及び副委員長がともにならないときの互選） 第 8 条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を<u>行わせる</u>。 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を<u>行う</u>。 （委員長の職務代行）	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 産経建設常任委員会 7 人 産業経済部、<u>観光部</u>、建設部、<u>都市整備部</u>及び水道部の所管に属する事項 (3)・(4) （略） 2 （略） （委員長及び副委員長がともにならないときの互選） 第 8 条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を<u>行なわせる</u>。 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を<u>行なう</u>。 （委員長の職務代行）

第10条 委員長に事故があるとき
又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(秘密会)

第18条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(秩序保持に関する措置)

第20条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第21条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(公述人の決定)

第22条の2 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、

第10条 委員長に事故があるとき
又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(秘密会)

第18条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に はかって決める。

(秩序保持に関する措置)

第20条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第21条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第22条の2 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て

議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言) 第22条の3 (略) 2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。 3 (略) (参考人) 第22条の6 (略) 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 参考人については、第22条の3 <u>((公述人の発言))</u>、第22条の4 <u>((委員と公述人の質疑))</u>及び第22条の5 <u>((代理人又は文書による意見の陳述))</u>の規定を準用する。	、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言) 第22条の3 (略) 2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。 3 (略) (参考人) 第22条の6 (略) 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 参考人については、第22条の3 <u>(公述人の発言)</u>、第22条の4 <u>(委員と公述人の質疑)</u>及び第22条の5 <u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u>の規定を準用する。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の敦賀市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による常任委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）で

ある者は、それぞれこの条例による改正後の敦賀市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による常任委員会の委員等になるものとし、その任期は、それぞれ改正前の委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の委員会において審査中の事件については、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

提案理由

敦賀市部設置条例の一部改正等に伴い、常任委員会の所管その他の所要の規定を整備したいので、この案を提出する。